

令和元年7月19日

令和 元 年 7 月

能代市農業委員会委員会議

議 事 録

能代市農業委員会

1. 日 時

令和元年7月19日

午後2時

2. 場 所

能代市役所 大会議室

3. 出席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	高橋 豊彦	11	大鐘 正彦
2	安井 鐘美		
3	平川 義市	13	金谷 和美
4	茂呂 誠	14	山崎 和博
5	袴田 謙	15	飯坂 司
6	高橋 英敏	16	堀内 直富久
7	佐々木 力	17	工藤 次雄
8	渋谷 孝一	18	秋林 富美雄
9	大高 富子	19	佐藤 信孝
10	熊谷 治		

4. 欠席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
12	佐々木博子		

5. 事務局出席者

職名	氏名
事務局長	池田 誠
局長補佐	柴田 新栄
主査	田中 聡
主査	本多 孝行

<p>6. 案 件 議 案 番 号 2 7 報 告 事 項 1 報 告 事 項 2 (追加提案) 協 議 事 項 1</p>	<p>農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第18条第6項の規定による通知について 農用地利用配分計画について 令和元年度秋田県都市農業委員会会長会要望事項について</p>
<p>7. 会議の概要</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>(開 会)</p> <p>ただ今から能代市農業委員会総会を開会いたします。 欠席の届出がありますので、ご報告いたします。 議席番号12番 佐々木博子委員の1名です。 19名中18名の出席となっており、出席委員は定足数に達しております。 それでは、佐藤会長からご挨拶と総会の議長と進行をお願いいたします。</p> <p>それでは会議に入ります。 始めに、前回の会議以降の会務報告を事務局より願います。</p> <p>(事務局説明)</p> <p>ただ今の報告について、ご質問等ありませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>ないようですので会議を進めます。 次に、議事録署名委員の選出ですが、慣例に従い当方より指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議がないようですので、当方より指名いたします。 議席番号6番 高橋 英敏委員と議席番号8番 渋谷 孝一委員の両名に願います。</p> <p>それでは、案第27号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。なお、関連がありますので、報告事項1と併せ事務局の説明を願います。</p> <p>議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請書の提出がありましたのでご提案いたします。</p>

所有権移転 6件、譲渡人6人、譲受人5人、申請土地の面積は、田が20,618.30㎡、畑が5,103㎡、計25,721.30㎡。

賃借権設定 1件、賃貸人1人、賃借人1人、申請土地の面積は、田のみで1,039㎡となっております。

2ページをご覧ください。

所有権移転 整理番号1 申請土地は吹越字上悪土5-1、地目は田で、面積1,903㎡ほか計7筆 9,145㎡、価格は■■■■■■■■■■で、移転事由は小作地の取得です。

なお、この案件は合意解約の通知がございます。6ページをお願いします。

合意解約 整理番号1 解約した土地は吹越字下悪土66-1、地目は田で、面積1,170㎡ほか計7筆 9,145㎡、離作条件はなし、解約事由は賃借人の世帯員が取得するため、合意解約成立月日、土地の引渡月日ともに5月21日です。

2ページにお戻りください。

整理番号2 申出土地は坂形字山崎113、地目は畑で、面積748㎡、価格は■■■■■■■■■■で、移転事由は経営拡張です。

整理番号3 申出土地は坂形字重兵エ台102、地目は畑で、面積450㎡、10a当たりの価格は■■■■■■■■■■で、移転事由は経営拡張です。

整理番号4 申出土地は坂形字重兵エ台103、地目は畑で、面積400㎡、10a当たりの価格は■■■■■■■■■■で、移転事由は経営拡張です。

整理番号5 申出土地は小繫字天神道下18-1、地目は畑で、面積409㎡ほか計12筆 8,483㎡、価格は■■■■■■■■■■で、移転事由は後継者への生前一括贈与です。

整理番号6 申出土地は小繫字天神道下19、地目は田で、面積280㎡ほか計17筆 6,495.30㎡、価格は■■■■■■■■■■で、移転事由は経営拡張です。

賃借権設定 整理番号7 申出土地は比八田字相染台68、地目は田で、面積1,039㎡、10a当たりの賃借料は■■■■■■■■■■、申請事由は経営拡張で、設定期間は10年間です。

以上、いずれの案件も農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可できるものと考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何かご質問等ありませんか。

(なしの声)

議長 なしの声がありますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 次に、**報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知について**を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局説明)

議長 報告事項でありますのでご了承願います。

議長 次に、**報告事項 2 農用地利用配分計画**についてを議題とします。事務局の説明を願います。

(事務局説明)

議長 報告事項でありますのでご了承願います。

議長 事前に配布した議案は以上ですが、追加提案として**協議事項 1 令和元年度秋田県都市農業委員会会長会要望事項**についてを議題とします。事務局の説明を願います。

事務局 この案件は、県内の市農業委員会で構成されている秋田県都市農業委員会会長会の事務局となっている秋田市農業委員会の方から今年度の秋田県知事へ提出する要望事項(案)を作成したため、この案に対する意見又は修正案又は追加要望等の提出を依頼されているものです。この要望案は7月16日に文書を受理したため、あらかじめ皆様へ事前配布する事が出来ませんでした。

また、回答期限が7月22日であることから、本日も協議して頂くしかない状況でありましたので、ご理解をお願いいたします。

それでは知事への要望案を読み上げます。

我が国の農業は、農業就業者の著しい高齢化や後継者不足等による農業就業者人口の減少、耕作放棄地の拡大、異常気象や自然災害による生産意欲の低下、農業・農村がもつ多面的機能の衰退など多くの問題を抱えています。また、農業を取り巻く国際的な情勢は、近年急速にグローバル化が進行しています。農産物市場の開放が求められる中、地域農業は生き残りをかけて国際競争力を持つことが迫られています。

こうした中、国は「農林水産業・地域の活力創造プラン」を策定し、①国内外の需要拡大、②農林水産物の付加価値向上、③生産現場の強化、④農村の多面的機能の維持・発揮の4本の柱を軸に、農業の成長産業化を目指す方針を打ち出しています。農業就業人口の減少や高齢化、米依存の生産構造などが課題となっている本県においては、これらの施策を効果的に実行していくことが重要となります。

今年度は、本県が進める「第3期ふるさと秋田農林水産ビジョン」が2年目を迎えます。これまでの取組の結果、園芸メガ団地の整備が進み、枝豆やネギ、キクなどの生産が拡大するなど着実に成果が現れてきています。今後も厳しい時代を勝ち抜くため、複合型生産構造への転換に向けた取組の強化や次世代型農業の確立などの重点推進事項を堅実に進めていくことが期待されます。

本県農業を成長産業として次世代へ引き継ぐため、長期的な観点の下で実効性のある農業政策が推進されるよう下記のとおり要望しますので、国に対する要請や県独自の施策展開をお願いするものであります。

1 米政策改革の対応について、人口減少や食の多様化により主食用米の需要の減少が見込まれる中、水田において、麦、大豆、飼料用米等の戦略作物や収益性の高い野菜などの高収益作物への転換を積極的に進めていくことが重要となっています。

本県においては、「水田活用の直接支払交付金」を活用し、大豆や野菜等の戦略作物の拡大による複合型生産構造への転換を推進した結果、農業産出額が順調に増加し、伸び率が全国トップクラスとなるなど効果が現れています。引き続き交付金を活用した施策を展開できるよう、「水田活用の直接支払交付金」の恒久的かつ十分な予算の確保を国に要請してください。

2 農業農村整備関係予算の確保について、農業経営を持続可能なものにしていくためには、地域農業の中心を担う経営体への農地の集積・集約化を進め、より効率的な経営をしていく必要があります。

本県の農地集積率は、農地中間管理事業などの農地流動化施策の推進により年々向上しています。また、農地集積・ほ場整備・産地づくりを三位一体で推進する「あきた型ほ場整備」は、本県農業の競争力強化、成長産業化のため今後も継続して進めていく必要があります。

そのため、農業農村整備事業の予算を十分確保することを国に要望してください。また、機構集積協力金の中の経営転換協力金について今後5年間の縮小・廃止となっていますが、農地集積を進める上で重要な役割を果たしていることから存続を図るよう国に働きかけてください。

3 農村地域の防災対策について、2018年は、平成30年7月豪雨、台風第21号、北海道胆振東部地震、台風第24号など全国で自然災害による甚大な被害が発生し、全国の農林水産関係の被害額は5,679億円となり、東日本大震災のあった2011年を除くと過去10年で最大となりました。去る6月18日には山形県沖を震源とするM6.7の地震が発生し、本県においては由利本荘市が最大震度5弱を観測するなど、改めて自然の脅威を痛感することとなりました。

今後発生し得る自然災害に備え、農業用ため池の防災強化や耐候性ハウスの導入の支援などを国へ働きかけてください。

また、農業者自身が行う災害への備えとして、園芸施設共済や本年1月から始まった収入保険制度がありますが、収入保険制度は青色申告者のみを対象としており、加入の大きなハードルとなっています。青色申告について、関係機関と連携し相談会や研修会を開催するなど支援策を講ずるよう要望します。

4 国際農業交渉への対応について

近年、我が国の農業を取り巻く情勢は急速に国際化が進んでいます。TPP11協定は昨年12月30日に発効し、本年の2月1日には日EU・EPAが発効しました。また、現在米国との間では「日米物品貿易協定(TAG)」の交渉が進められています。

TPPにおいては、重要5品目を中心に国家貿易制度・枠外関税の維持、関税割り当てやセーフガードの創設など有効な措置を獲得していますが、TAGにおいても「多様な農業の共存」が図られる貿易ルールづくりを念頭に、毅然とした交渉を進めることを国に要請してください。

5 日本型直接支払制度の拡充について、日本型直接支払制度は、農業・農村が有する、国土の保全や水源の涵養、生物多様性の保全、良好な景観の形成

などの様々な機能を維持・発揮するために必要不可欠な制度となっています。

本県の2017年の多面的機能支払交付金の取組面積は97,059haで全国3位、東北では1位の実績となっています。また、中山間地域等直接支払交付金を活用した取組が、耕作放棄地の発生防止や集落機能の維持・向上に効果を上げています。

今後も、これらの交付金を活用した効果的な活動を継続していくため、十分な予算措置を講ずるよう国に働きかけてください。

6 農業委員会関係予算の確保について、近年、農業委員会業務が質量ともに増大しています。2015年の農委法改正で「農地等の利用の最適化の推進」が新たな法令必須業務として措置されたことに加え、昨年の農業経営基盤強化促進法の改正、そして本年5月には、人・農地プランの実質化に向けて農地中間管理機構法が改正されました。

改正された機構法では、農業委員会の役割が明確化され、農業委員・農地利用最適化推進委員には農業者の意向把握や、地域の話し合いへの積極的な参加が期待されています。

本県では、昨年7月にすべての農業委員会が新制度に移行し、組織一丸となって農地利用の最適化の実現に向けた活動に取り組んでいます。より実効性のある活動を展開するために、農地利用最適化交付金など、国からの交付金の拡充と交付要件の緩和等を国に要請してください。

7 ほ場整備事業の強化について、ほ場整備事業は、担い手への農地集積や本県が力を入れている複合型生産構造への転換を図る上で大変重要な役割を果たしています。

2017年度末時点の本県のほ場整備済み面積は88,515haとなっており、2021年には91,740haまで拡大することを目標としています。

その実現に向けて、農地中間管理事業の促進による農地集積・集約化に向けたほ場整備事業への機運の醸成と合意形成、早期事業化のため、県地域振興局単位に設置している「地域ほ場整備推進チーム」による説明会開催等の支援を一層強化するよう要望します。

8 秋田米ブランドの再構築について、米の年間消費量が減少する中、2018年産から生産調整(減反)が廃止されたこともあり、米の味わいや食感にこだわる産地間競争が激化しています。

本県では、あきたこまちの登場から30年以上が経過しますが、肩を並べる極良食味米の不在が続いており、農家は他産地に負けない新たな人気銘柄の誕生を切望しています。

2022年度の市場デビューを目指す新ブランド米については、あきたこまちを凌ぐような米を目指し、効果的な販売戦略を策定することを要望します。

9 ロボット技術やICTを活用したスマート農業の展開について、本県の販売農家数は2010年から2015年の5年間で約9,500戸減少し、農業就業者の約6割が65歳以上となるなど、担い手の減少と高齢化が急速に進行しています。また、兼業農家等からの利用権設定や作業受託が進んだ結果、販売農家1戸あたりの経営耕地面積が2.79haとなるなど大規模化が進み、労働力不足が懸念されます。

問題解決策として、自動走行トラクターやドローン、ICTを活用した水位センサーなどの導入は有効であり、スマート農業技術の実用化および普及

に向けて十分な予算を確保することと人材の育成を図ることを要望します。

10 農業労働力の確保について、人口減少・高齢化が進む中、多くの産業で労働力不足が問題となっていますが、農業分野においても労働力の不足は深刻なものとなっています。農業労働力支援協議会の試算によれば、2017年時点で約7万人の雇用就農者が不足している状況です。

本県では、新規就農者獲得に向け、実践的な研修の開催や機械・施設等の導入の助成、就農後の経営・技術指導など就農前から就農後の定着の各段階に対応した支援を行っています。その結果、2013年から2017年にかけて5年連続で新規就農者数が200人を超え、確実に成果が現れています。

また、本年4月1日からは改正入管法が施行され、外国人特定技能制度の運用が開始されました。今後も関係機関との連携を密に図りながら、外国人材を含めた新規就農者のさらなる確保・育成を進めるよう要望します。

以上が知事への要望書案であります。この案についての御意見等が御座いましたら、よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何かこの案に対する、ご意見、追加事項は御座いませんか。

(なしの声)

議長 なしの声がありますので、本案を原案のとおり**秋田県都市農業委員会会長会**へ報告することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議ないようですので、本案は原案のとおりとすることにいたします。

議長 続いて、**その他**に入ります。事務局から説明願います。

(事務局説明)

- ・農地中間管理事業の地元説明会への出席について
- ・公務災害補償制度への加入について
- ・今後の行事予定について

議長 委員のみなさん方から何かありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので以上を持ちまして総会を閉じたいと思います。

終了 午後2時43分

議 長

議事録署名委員

6 番

8 番